農地法に関する事務を農業委員会に委任する規則の一部を改正する規則

農地法に関する事務を農業委員会に委任する規則（平成２４年規則第４７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第８条第１項」の次に「及び第４項」を加え、同号キ及びコ中「及びサからセまで」を「、サ、シ、セ及びソ」に改め、同号セ中「第５１条第４項」を「第５１条第５項」に改め、同号セを同号ソとし、同号ス中「第５１条第３項」を「第５１条第４項」に改め、同号スを同号セとし、同号シの次に次のように加える。

ス　法第５１条第３項の規定による公表に関する事務

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。